

労働安全衛生関連法令における健康障害防止のための規則別化学物質の概要

職場における化学物質 約 57,000 物質

MSDS の作成・交付対象物質 638 物質

特別規制対象物質 109 物質

特定化学物質等障害予防規則 (53 物質)

石綿 (アモサイト及びクロシドライトを除く。) 塩素 エチレンオキシド
クロム酸 シアン化水素 弗化水素 ベンゼン 水銀 アンモニア 一酸化
炭素 ホルムアルデヒド 塩化水素 等

有機溶剤中毒予防規則 (54 物質)

アセトン キシレン クロロホルム 四塩化炭素 トリクロルエチレン
トルエン ノルマルヘキサン メタノール ガソリン 石油ナフサ 等

鉛中毒予防規則

四アルキル鉛中毒予防規則

製造許可対象物質 7 物質

PCB ベリリウム等

健康障害防止指針対象物質 12 物質

酢酸ビニル ビフェニル等

製造等の禁止対象物質 9 物質

平成 16 年 10 月より石
綿製品 10 品目を追加

ベンジジン アモサイト クロシドライト等

労働安全衛生法に基づく表示等の制度

名称等の表示

MSDSの交付

文書等の記載事項

- ・ 名称
- ・ 成分及びその含有量
- ・ 厚生労働省令で定める物にあつては、人体に及ぼす作用
- ・ 厚生労働省令で定める物にあつては、貯蔵又は取扱い上の注意
- ・ 表示をする者の氏名及び住所

- ・ 名称
- ・ 成分及びその含有量
- ・ 物理的及び化学的性質
- ・ 人体に及ぼす作用
- ・ 貯蔵又は取扱い上の注意
- ・ 流出その他事故が発生した場合において講ずべき応急措置
- ・ 表示をする者の氏名及び住所

措置義務者

譲渡し、又は提供する者（一般消費者の生活の用に供される製品を除く。）

譲渡し、又は提供する者（一般消費者の生活の用に供される製品を除く。）

措置方法

容器又は包装に表示（容器に入れ又は包装以外の方法による場合は文書の交付）

文書の交付（磁気ディスクの交付等相手方が承諾した方法）

対象物質 〔労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるものなど〕

ベンゼン、アクリルアミド等
計 92物質

ベンゼン、アクリルアミド等
計 638物質

○GHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）に関する 国際連合勧告について

平成15年に、人の健康の確保等を強化すること、化学品の国際取引を促進すること等を目的に、化学物質の危険有害性を、引火性、発がん性等の約30項目に分類した上で、各々の危険有害性について、一定の基準に基づき、その程度等を区分けし、危険有害性の程度等に応じて、どくろ、炎等の絵表示（ピクトグラム）を付すこと、一定の手順により化学物質等安全データシート（MSDS）を作成すること等を内容とする化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）が、国際連合から勧告として公表（以下「GHS」という。）され、APEC域内においては、平成18年末までの実施が求められている。

その概要は以下のとおり。

（1）表示

表示（ラベル）に必要な情報は、①注意喚起語、②危険有害性情報、③注意書きと絵表示、④製品の特名、⑤供給者の特定である。

GHSで示された危険有害性の基準を満たす化学品は、供給者から作業場に供給される容器にGHSによる表示が付けられ維持されること、移し替えられた作業場の容器、装置等にGHSに基づく表示を使用すること、ただし容器の大きさ等から異なる表示様式等でも差し支えないこと等が求められている。

（絵表示の例）



（2）化学物質等安全データシート（MSDS）

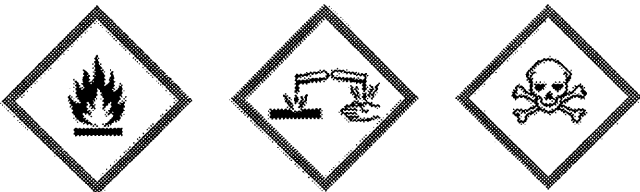
GHS国連勧告で示された危険有害性の基準を満たす化学品は、下記の内容のMSDSの作成が求められている。

①化学物質等及び会社情報、②危険有害性の要約、③組成、成分情報、④応急措置、⑤火災時の措置、⑥漏出時の措置、⑦取扱い及び保管上の注意、⑧ばく露防止及び保護措置、⑨物理的及び化学的性質、⑩安定性及び反応性、⑪有害性情報、⑫環境影響情報、⑬廃棄上の注意、⑭輸送上の注意、⑮適用法令、⑯その他の情報

現行の有害性を対象とした表示例

(名称) △△△製品
(成分及び含有量) ○○○○
(人体に及ぼす作用) ・吸うと有害 →皮膚に付着、眼に入ると有害
(貯蔵又は取り扱い上の注意) ・密閉使用、全体・局所排気等を行う ・保護手袋、保護眼鏡、保護マスク等を使用する
(表示する者の氏名（法人名）及び住所) □□□株式会社 ○○県○○市○○ ○○○○

GHS国連勧告に基づく表示例（危険性・有害性が対象）

(製品の特定名) △△△製品 ○○○○	(注意書き) 取り扱い注意 ・火気厳禁 ・防爆構造の器具を用いる ・火災には○○消火器を用いる ・密閉使用、全体・局所排気等を行う ・保護手袋、保護眼鏡、保護マスク等を使用する
(絵表示) 	(供給者の特定) □□□株式会社 ○○県○○市○○ ○○○
(注意喚起語) 危険	
(危険有害性情報) ・引火性液体・蒸気 ・吸入すると中毒 ・重篤な薬傷・眼の損傷	

GHS 国連勧告における表示内容の例

(引火性液体の場合)

← 危険有害性の程度大

絵表示	炎	炎	炎	絵表示なし
注意喚起語	危険	危険	警告	警告
危険有害性 情報	極めて引火性の高い液体及び蒸気	引火性の高い液体及び蒸気	引火性液体・蒸気	可燃性液体

(皮膚腐食性・刺激性の場合)

← 危険有害性の程度大

絵表示	腐食性	感嘆符	絵表示なし
注意喚起語	危険	警告	警告
危険有害性 情報	重篤な薬傷・ 眼の損傷	皮膚刺激	軽度の皮膚 刺激

(急性毒性 (吸入) の場合)

← 危険有害性の程度大

絵表示	どくろ	どくろ	感嘆符	絵表示なし
注意喚起語	危険	危険	警告	警告
危険有害性 情報	吸入すると 生命に危険	吸入すると 中毒	吸入すると 有害	吸入すると 有害のおそれ

規則に基づくばく露防止方法

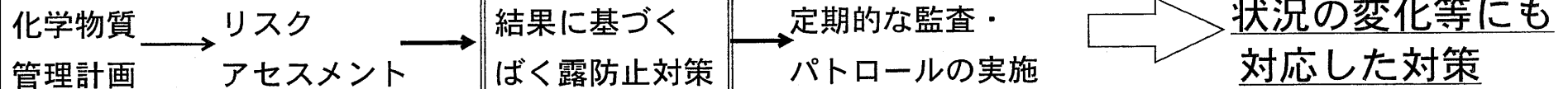
現行

(有機溶剤中毒予防規則の場合)

- ばく露防止方法は、指定された局所排気装置等を設置
- 有機溶剤の蒸気の発散面が広いため、指定された局所排気装置等の設置が困難なときは他の方法が可能など

規則に基づくばく露防止方法の柔軟化・性能要件化

(化学物質管理指針による対策)



+

作業環境測定時において一定の気中濃度を確保

有機溶剤中毒予防規則等で規定された「ばく露防止方法」以外でも可能